

行政評価制度の概要

行政評価制度とは

- 行政評価制度は、区が実施した各事業が「誰のために」「何を目的」としたものなのか、目的・目標を再認識したうえで、その事業が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を客観的に評価・分析し、結果を改革・改善につなげる仕組みです。

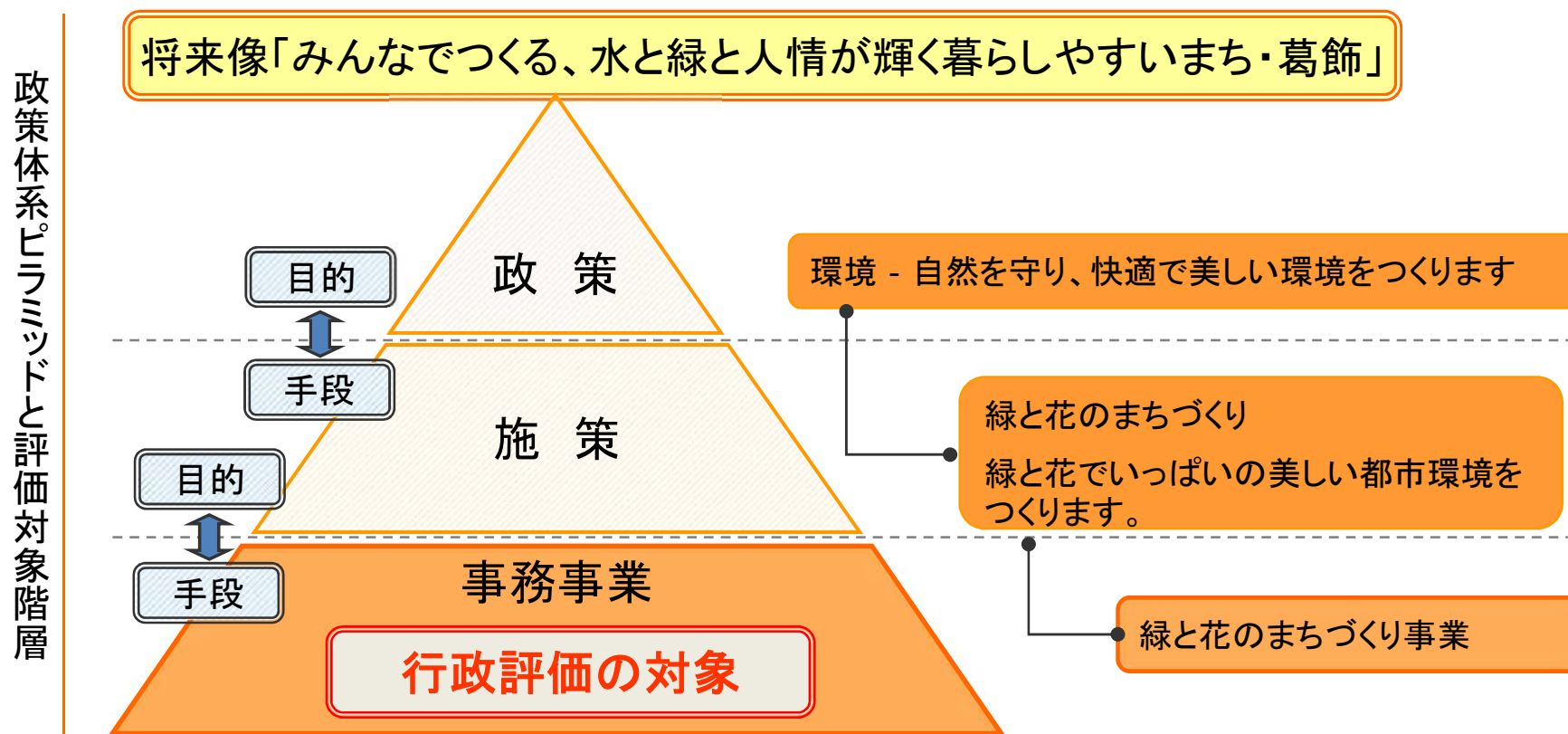


- 行政活動は、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルに沿って行われています。
- 行政評価制度は、PDCAサイクルの中核である“CHECK(分析・評価)”の機能を担っています。

行政評価制度の概要

行政評価制度の対象

- 葛飾区では、行政活動を階層的に整理した政策体系のうち、“事務事業”を対象として行政評価を実施しています。
- 原則として、全ての事務事業（一部庶務的な事務等は除外）を対象として、実施状況やコストの把握を行っています。
- 前年度（今年度は令和6年度）に実施した事務事業が対象です。



行政評価制度の概要

自己評価と外部評価

- 葛飾区の行政評価制度は、自己評価と外部評価に分けられます。
- 自己評価は各所管部で行うのに対し、外部評価は、区民ニーズを把握したうえで今後の事業展開につなげたい事務事業を選定し、区民のみなさんで構成される葛飾区行政評価委員会で評価を行います。

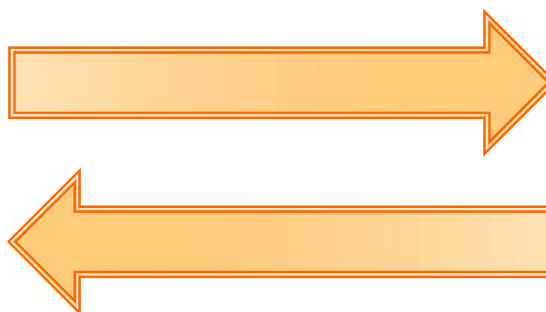
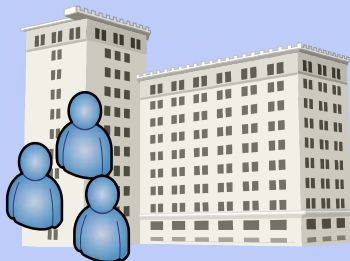
評価の流れ	評価主体	概要	実施時期
自己評価	所管部	一部事務事業について、分析・評価を行います。	5～7月
外部評価	葛飾区行政評価委員会	葛飾区行政評価委員会のみなさんに、区民の代表として評価を実施していただきます。	6～8月
公表	—	確定した評価結果は、区公式ホームページ等で公表します。	10月

行政評価制度の概要

葛飾区行政評価委員会の設置目的と概要

- 区民サービス向上の観点から、区の事務事業について、区民の視点から様々な意見を出し合って評価を行い、より効果的・効率的なものに改善していくことを目的とし、葛飾区行政評価委員会を設置しています。
- 葛飾区行政評価委員会は区長からの諮問を受け、区が実施した行政評価と比較しながら、成果向上策等の検討を行い、諮問に対する答申を行います。

区が実施した 行政評価



区民のみなさんの日常の視点で事業を評価し、区が実施した行政評価と比較しながら成果向上策等を検討します。

葛飾区 行政評価委員会

